

弁護士費用のご説明（刑事・少年事件）

■ 弁護士報酬の種類

報酬の種類	弁護士報酬の額
着手金	事件を依頼したときに、その事件を進めるにあたって、委任事務処理の対価としてお支払いただくもの。事件の結果にかかわらず、お返しません
報酬金	事件が終了したときに、成功の程度（無罪、身柄釈放、執行猶予、減刑などの場合）に応じて、委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの
目当	事件の処理のために事務所所在地を離れ、その事件のために拘束されることの対価としてお支払いいただくもの
実費	文字どおり、委任事務処理のために支出する費用。交通費、通信費、記録賃写費用、鑑定料、宿泊費など

※弁護士報酬の支払時期は、次のとおりです。

- | | |
|----------|--------------|
| 着手金及び手数料 | 事件の依頼を受けたとき |
| 報酬金 | 事件の処理が終了したとき |
| 日当及び実費 | 支出する都度 |

■ 弁護士報酬の基準額

報酬の種類	段階	弁護士報酬の額	備考
着手金	起訴前	20万円～30万円	※起訴前から引き続き受任するときは、2分の1に減額することができます。
	起訴後	20万円～30万円	
報酬金		20万円～30万円	※報酬金は、無罪、身柄釈放、執行猶予、減刑など成功の程度に応じて、お支払いいただけます。
日当		なし	
実費		実額	

※金額は、消費税法（昭和63年法108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額は含まれておりません。

※弁護士報酬の額は、あくまで標準的な金額を定めたものであり、事件等の難易、その処理に要する時間、依頼者の受けける利益等を考慮して、増減することがあります。

■ 弁護士報酬の計算例（事実関係に争いのない事件を逮捕直後から受任し、執行猶予判決を勝ち得た場合）

着手金（起訴前）	20万円（標準額の20万円から30万円の範囲内で決定）
+着手金（起訴後）	10万円（標準額の10万円から30万円の範囲内で決定）
+報酬金	20万円（標準額の20万円から30万円の範囲内で決定）
+日当・実費	

※示談交渉、保釈請求等は、特別な定めがある場合を除き、着手金・報酬金に含まれておりますので、別途請求することはありません。

日当は、拘留場所や裁判所まで片道1時間以上を要する場合には、別途請求させていただきます。



かしわざき法律事務所